

事 務 連 絡
平成 27 年 8 月 31 日

各都道府県・指定都市番号制度担当課・室 御中

特定個人情報保護委員会事務局総務課

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律第九条第二項の条例で定める事務に係る情報連携に関する当面の
事務処理手順等について**

平成 27 年 8 月 6 日に開催された第 55 回特定個人情報保護委員会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 2 項の条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）であって、情報連携の対象となる事例等が報告され、公表されたところです。

つきましては、当面の事務処理手順等を下記のとおりとしますので、これに基づき事務処理を進めていただきますようよろしく申し上げます。また、貴都道府県内の市区町村に対しても、本件につき御連絡いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1 当面の事務処理手順

当面の事務処理手順については、以下(1)から(3)までのとおりとします（図で示した別紙 1（事務処理手順のイメージ）も参照してください。）。

なお、その後の事務処理手順等については、追って連絡します。

(1) 平成 27 年 10 月までに処理いただく作業

情報連携を希望する独自利用事務の事前登録（※）

※ システム改修作業の準備を行うため、情報連携を希望する独自利用事務の事前調査を行うものです。なお、手順については別紙 2（事前登録の手順）のとおりです。

(2) 平成 27 年 12 月（注 1）までに処理いただく作業

番号法第9条第2項に基づく条例を制定

注1 平成28年1月以降に条例を制定する場合には、現在関係省庁と協議中です。

(3) 平成28年2月までに処理いただく作業

情報連携を実施する独自利用事務について委員会に届出（注2）

注2 届出の様式については、委員会規則の制定後に公表予定です。

2 その他

平成27年8月6日付けで公表した「情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）の事例等について」に関するQ&Aを作成しましたので参考にしてください

別紙3「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）」に基づく情報連携に関するQ&A（平成27年8月31日時点）

【連絡先】

特定個人情報保護委員会事務局

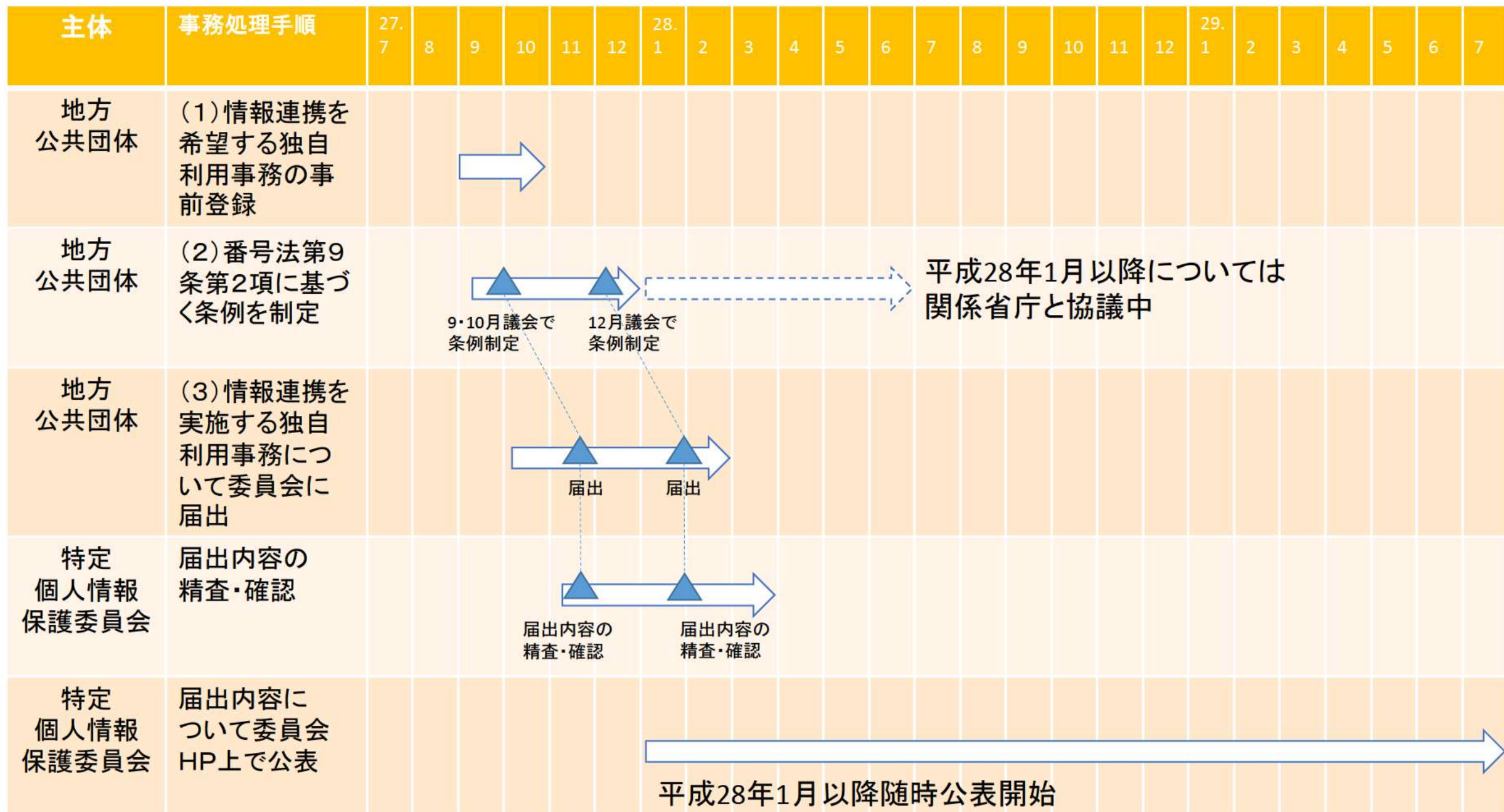
広報・調整担当

上田補佐、大槻、名塚

【Tel】03-6441-3667

【Mail】kouhou.bangou@ppc.go.jp

別紙1 事務処理手順のイメージ(平成27年8月31日時点)



事前登録の手順について

- ✚ 1 Digital PMO の事前登録ページにログインしてください。

◎ 依頼 依頼の一覧はこちら

2015/08/31 : [特定個人情報保護委員会より]情報連携を希望する独自利用事務の事前登録 New!

依頼

詳細: 内容をご確認の上、期限内にご回答いただきますようご協力をお願いします。① 調査の目的 システム改修作業の準備を行うため、情報連携を希望する独自利用事務の事前調査を行うものです。② 調査の方法 作業ページの各調査項目について回答をお願いします。 ⇒作業ページへ進む .>>more

↑こちらをクリックしてください。



 Digital PMO
MyNumber Project

2015/08/31 ~ 2015/10/30 公開 :
[特定個人情報保護委員会より]情報連携を希望する独自利用事務の事前登録

内容をご確認の上、期限内にご回答いただきますようご協力をお願いします。

① 調査の目的
システム改修作業の準備を行うため、情報連携を希望する独自利用事務の事前調査を行うものです。

② 調査の方法
作業ページの各調査項目について回答をお願いします。

⇒作業ページへ進む ←こちらをクリックしてください。

2 画面に従って入力してください。

準ずる法定事務の項	制 定 有 無	対 象 事 務 件 数
9:児童福祉法による小児慢性特定疾患医療費支給に関する事務		
9-1 子供の医療費助成に関する事務	<input checked="" type="checkbox"/>	
9-2 小児慢性特定疾患日常生活用具の給付に関する事務	<input type="checkbox"/>	
9-3 その他事務	<input type="checkbox"/>	

情報連携を希望する独自利用事務には、チェックマークを入れてください。

情報連携を希望する独自利用事務の数を記入してください。(例) 2
※情報連携を希望する事務がない場合に、0を記入する必要はありません。

3 入力が全て終わったら、「完了」を押してください。

113 -3- 2	教育委員会が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）	<input type="checkbox"/>	
113 -4- 2	教育委員会が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務	<input type="checkbox"/>	
113 -5- 0	教育委員会が行うその他の事務	<input type="checkbox"/>	

入力中のデータを保存するときは「一時保存」を押してください

最後に確定させるときは、「完了」を押してください。

一時保存 完了

4 備考

- 登録期間内であれば、「完了」を押した後も、再度ログインし、入力内容を修正することができます。
- 登録期間終了後は、登録ページにログインできません。
- 情報連携を希望しない団体におかれましては、全て空欄の状態ですべて「完了」を押してください。